

武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会報告書

令和2年3月

市民活動推進課男女平等推進センター

目 次

- 1 武蔵野市パートナーシップ制度（案）導入にあたっての論点整理・・・P1
- 2 パートナーシップ制度導入状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
- 3 パートナーシップ制度申請手続きに関する条件等・・・・・・・・・・P7
- 4 武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会検討経過・・・・・・・・・・P17
- 5 武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会委員名簿・・・・・・・・・・P18
- 6 武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会設置要綱・・・・・・・・・・P19

注) 上記項目 1 から 3 における本文中、「武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会」を「庁内研究会」と表記しています。

1 パートナーシップ制度（案） 導入にあたっての論点整理

(1) パートナーシップ制度導入に関する庁内研究会の目的

第四次男女平等推進計画に掲げる「すべてのひとが、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」を目指し「性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくり」を行う。

多様な性をいきる人々の日頃の生きづらさを緩和し、お互いを認め合う社会の構築に取り組み、当事者にとって望ましい支援へ繋げるため、パートナーシップ制度導入について武蔵野市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）へ諮問するための論点を整理する。

(2) 審議会で議論いただく論点項目について

制度導入先行自治体が制度を適用するなかで議論が必要であると考えられる論点。

① 制度導入の根拠規定について(条例・要綱等)

<ポイント>

申請に伴い発行する証書に持たせる効力の内容によって、法形式が異なるものと考えられる。権利義務の制限が伴う場合（証明）は、条例が適切であるが、制限を伴わない場合（宣誓）は、条例のみではなく、要綱で規定することも差し支えないものとなる。

条例で規定する場合、新規で条例を立ち上げることも考えられるが、既存の武蔵野市男女平等の推進に関する条例を改正する方法もある。なぜなら、平成 29 年制定の当該条例は、条例の目的を分かり易くするため、名称は「男女」を使用しているが、定義については、男女の別だけではない多様な性のあり方や性的指向を示すため、「性別等」としている。なお、その場合の事務手順については、条例施行規則に委任する方法が考えられる。

<意見>

実効性を持たせる際は、条例が望ましい。実効性を持たせるためには、市独自の施策の部分についてはメリット・デメリットを含め、各制度における事実婚の取扱いと同等の権利義務を課すなど、整合性を持たせることの検討の余地もあると考える。その際は、調査を実施し、各課に協力を求めることが必要となる。

② 公正証書を求めるか・求めないか、あるいは選択制とするかについて

<ポイント>

同性同士のカップルの関係や存在を尊重し、社会の中での生きづらさを軽減するため、当事者の求めに応じ、選択制が望ましいと考える。公正証書を受理する場合に証明書を交付するのみでなく、公正証書の作成を望まない場合も、お互いの関係を宣誓する宣誓書を受理することが必要であると考えられる。

<意見>

公正証書を提出せず申請することを認め、当事者が公正証書の提出を望む場合は、公正証書を受領のうえ証明書を発行することとし、提出を望まない場合は、宣誓書を受領する方法を検討する必要があると考える。当事者の求めに応じ、公正証書の提出の有無を選択制とする中野区の方式を参考とすることが望ましいと考える。

なお、公正証書を提出しない場合は、宣誓のみとなり、法的効力を保証するものではないため、受理証が好ましいと考えられる。一方、法的な効力を有する公正証書を受領した場合は、証明書として発行しても差し支えないと考えられる。

③ 異性間のパートナーシップについて

<ポイント>

制度導入目的、先行自治体の事例を加味し、多様な性を生きる人々の声や、国が進める選択的夫婦別姓制度の動向も注視し、対応を検討する必要がある。

<意見>

日本は法律婚主義をとることから、同性パートナー以外の事実婚を対象とする場合においては、パートナーシップ制度受付窓口、案内方法等を検討する必要があると考える。

戸籍上の性は男女のパートナーであっても、性自認が異なることにより、通常の婚姻制度が使用し難く、パートナーシップ制度申請対象者となる例がある。世田谷区では、制度設計後に、当事者からの多数の要望より、認めることとしている。

④ 有効性担保について(有効期限を設けるか・婚姻関係継続の確認方法)

<ポイント>

証明書の有効性を検討する必要があると考えられる。

<意見>

原則としてパートナーを解消した場合、届け出る仕組みとすべきだが、届け出がない場合を考慮して、有効期限などの検討も考えられる。

⑤ 通称名の使用について

<ポイント>

性自認の違和を感じている当事者にとって、性自認と同一であり日常生活で使用している氏名となる通称名を尊重する必要があると考えられる。

<意見>

通称名を使用できることとし、通称名を使用した場合においては、証明書の裏面に戸籍上の氏名を記載する方法が考えられる。なお、当該通称名は、住民登録上の通称名(外国人住民)と定義は異なるものとなる。社会生活での使用履歴等、証明となる書類の提出を求めるなど、新たに定義し、対応する必要があると考えられる。

(3) 追加論点項目

前述の議論のなかから、審議会で議論いただくことが必要であると考えられる論点。

① 手数料について

<ポイント>

証明書として発行する場合は、他の証明書との整合性も加味し、手数料が必要と考える。

<意見>

証明書として発行する場合と、宣誓書受領証として発行する場合で対応は異なるものと考えられる。公正証書を受領しない場合は、宣誓書受領証とし、発行手数料は無料として良いのではないか。一方、公正証書を受領し、証明書として発行する場合は、発行手数料を徴収することが必要と考えられる。

② 手続きの方法について

<ポイント>

先行自治体の事例を参考とし、当事者にとって望ましい手順を検討する必要があると考える。

<意見>

手続きの手順等について、電話又はメールにより手続きの希望日時等を事前連絡・調整する。指定日時に窓口にて2人で来庁し、書類を提出する。内容を確認し、後日証明書等を来庁又は郵送により交付する。郵送の場合は、郵送料は本人負担とする方法が考えられる。

2 パートナーシップ制度導入状況

(1) パートナーシップ制度導入自治体

- ・ パートナーシップ制度を導入している自治体は、全国で34自治体（令和2年2月29日現在）。
- ・ 導入予定であることを公表している自治体もある。

パートナーシップ制度導入自治体

No.	開始時期	自治体名	制度名
1	平成27年11月	渋谷区（東京都）	パートナーシップ証明
2	平成27年11月	世田谷区（東京都）	同性パートナーシップ宣誓
3	平成28年4月	伊賀市（三重県）	伊賀市パートナーシップ宣誓制度
4	平成28年6月	宝塚市（兵庫県）	宝塚市パートナーシップの宣誓
5	平成28年7月	那覇市（沖縄県）	「那覇市パートナーシップ登録」制度
6	平成29年6月	札幌市（北海道）	札幌市パートナーシップ宣誓制度
7	平成30年4月	福岡市（福岡県）	福岡市パートナーシップ宣誓制度
8	平成30年7月	大阪市（大阪府）	大阪市パートナーシップ宣誓証明制度
9	平成30年8月	中野区（東京都）	中野区パートナーシップ宣誓
10	平成31年1月	大泉町（群馬県）	大泉町パートナーシップ制度
11	平成31年1月	千葉市（千葉県）	千葉市パートナーシップ宣誓制度
12	平成31年4月	堺市（大阪府）	堺市パートナーシップ宣誓制度
13	平成31年4月	熊本市（熊本県）	熊本市パートナーシップ宣誓制度
14	平成31年4月	府中市（東京都）	府中市パートナーシップ宣誓制度
15	平成31年4月	横須賀市（神奈川県）	パートナーシップ宣誓証明制度
16	平成31年4月	総社市（岡山県）	総社市パートナーシップ宣誓制度
17	平成31年4月	小田原市（神奈川県）	パートナーシップ登録制度
18	平成31年4月	枚方市（大阪府）	パートナーシップ宣誓制度
19	平成31年4月	江戸川区（東京都）	江戸川区同性パートナー関係
20	平成31年4月	豊島区（東京都）	豊島区パートナーシップ制度
21	令和元年6月	鹿沼市（栃木県）	鹿沼市パートナーシップ宣誓制度
22	令和元年6月	宮崎市（宮崎県）	パートナーシップ宣誓制度
23	令和元年7月	茨城県	いばらきパートナーシップ宣誓制度
24	令和元年7月	北九州市（福岡県）	北九州市パートナーシップ宣誓制度
25	令和元年9月	西尾市（愛知県）	西尾市パートナーシップ宣誓制度
26	令和元年9月	長崎市（長崎県）	長崎市パートナーシップ宣誓制度
27	令和元年10月	三田市（兵庫県）	性的マイノリティパートナーシップ宣誓制度
28	令和元年11月	交野市（大阪府）	交野市パートナーシップ宣誓制度
29	令和元年12月	大東市（大阪府）	大東市パートナーシップ宣誓制度
30	令和元年12月	横浜市（神奈川県）	横浜市パートナーシップ宣誓制度
31	令和元年12月	鎌倉市（神奈川県）	鎌倉市パートナーシップ宣誓制度
32	令和2年1月	三豊市（香川県）	三豊市パートナーシップ宣誓制度
33	令和2年1月	尼崎市（兵庫県）	尼崎市パートナーシップ宣誓制度
34	令和2年1月	大阪府	大阪府パートナーシップ宣誓証明制度

※導入予定の自治体：港区（東京都）、逗子市（神奈川県）、習志野市（千葉県）、松戸市（千葉県）、さいたま市（埼玉県）、浜松市（静岡県）、新潟市（新潟県）、明石市（兵庫県）等

(2) 制度の根拠規定

- ・ 制度を条例で定めたのは渋谷区（東京都）、豊島区（東京都）、総社市（岡山県）。
 - ・ その他の自治体では、要綱又は条例を根拠にしている。条例を根拠にしている場合、具体的な内容については規則に規定している。
 - ・ 根拠となる要綱等の名称において、パートナーシップの「宣誓」が使用されていることが最も多いが、「宣誓」ではなく「登録」、「申出」等、自治体により用語が異なっている。
- ⇒ 庁内研究会としては、「1 武蔵野市パートナーシップ制度(案)導入にあたっての論点整理」(P1)
 (2) 「①制度導入の根拠規定について(条例・要綱等)」に記載のとおりと考えている。

パートナーシップ制度根拠規定

No.	自治体名	根拠
1	渋谷区（東京都）	「渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例」
2	世田谷区（東京都）	「世田谷区パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
3	伊賀市（三重県）	「伊賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
4	宝塚市（兵庫県）	「宝塚市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
5	那覇市（沖縄県）	「那覇市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」
6	札幌市（北海道）	「札幌市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
7	福岡市（福岡県）	「福岡市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
8	大阪市（大阪府）	「大阪市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱」
9	中野区（東京都）	「中野区パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」
10	大泉町（群馬県）	「大泉町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
11	千葉市（千葉県）	「千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
12	堺市（大阪府）	「堺市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
13	熊本市（熊本県）	「熊本市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
14	府中市（東京都）	「府中市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
15	横須賀市（神奈川県）	「横須賀市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
16	総社市（岡山県）	「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」※1
17	小田原市（神奈川県）	「小田原市パートナーシップ登録の取扱いに関する要綱」
18	枚方市（大阪府）	「枚方市パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱」
19	江戸川区（東京都）	「江戸川区同性パートナー関係に係る申出書等の取扱いに関する要綱」
20	豊島区（東京都）	「豊島区男女共同参画推進条例」※2
21	鹿沼市（栃木県）	「鹿沼市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
22	宮崎市（宮崎県）	「宮崎市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」
23	茨城県※3	「いばらきパートナーシップ宣誓制度実施要綱」
24	北九州市（福岡県）	「北九州市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」
25	西尾市（愛知県）	「西尾市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
26	長崎市（長崎県）	「長崎市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
27	三田市（兵庫県）	「三田市パートナーシップ宣誓制度実施要綱」
28	交野市（大阪府）	「交野市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
29	大東市（大阪府）	「大東市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
30	横浜市（神奈川県）	「大東市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
31	鎌倉市（神奈川県）	「鎌倉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
32	三豊市（香川県）	「三豊市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱」
33	尼崎市（兵庫県）	「尼崎市パートナーシップの宣誓に関する要綱」
34	大阪府	「大阪府パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱」

※1 平成17年3月に施行した「総社市男女共同参画推進条例」とは別に、「総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例」を制定し、平成31年4月1日施行。パートナーシップ制度については、「総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則」において規定。

※2 平成15年4月に施行した「豊島区男女共同参画推進条例」を改正し、平成31年4月1日施行。パートナーシップ制度については、「豊島区男女共同参画推進条例施行規則」において規定。

※3 平成31年3月には、LGBTに対する差別禁止を盛り込んだ条例が成立。

(3) 交付件数

- ・ 同性パートナーシップ制度で、証明書の発行や宣誓書を交付されたカップルの数は、全国の合計で700組を超えている。
- ・ 世田谷区と大阪市では、100組を超え、多くなっている。

証明書や宣誓書の交付件数

No.	自治体名	交付件数
1	渋谷区（東京都）	40組（令和2年1月20日時点）※1
2	世田谷区（東京都）	110組（令和2年1月20日時点）※1
3	伊賀市（三重県）	5組（令和2年1月20日時点）※1
4	宝塚市（兵庫県）	9組（令和2年1月20日時点）※1
5	那覇市（沖縄県）	28組（令和2年1月20日時点）※1
6	札幌市（北海道）	77組（令和2年1月20日時点）※1
7	福岡市（福岡県）	54組（令和2年1月20日時点）※1
8	大阪市（大阪府）	165組（令和2年1月20日時点）※1
9	中野区（東京都）	44組（令和2年1月20日時点）※1
10	大泉町（群馬県）	1組（令和2年1月20日時点）※1
11	千葉市（千葉県）	51組（令和2年1月20日時点）※1
12	堺市（大阪府）	10組（令和2年1月20日時点）※1
13	熊本市（熊本県）	1組（令和2年1月20日時点）※1
14	府中市（東京都）	4組（令和2年1月20日時点）※1
15	横須賀市（神奈川県）	9組（令和2年1月20日時点）※1
16	総社市（岡山県）	1組（令和2年1月20日時点）※1
17	小田原市（神奈川県）	3組（令和2年1月20日時点）※1
18	枚方市（大阪府）	8組（令和2年1月20日時点）※1
19	江戸川区（東京都）	12組（令和2年1月20日時点）※1
20	豊島区（東京都）	23組（令和2年1月20日時点）※1
21	鹿沼市（栃木県）	0組（令和2年1月20日時点）※1
22	宮崎市（宮崎県）	10組（令和2年1月20日時点）※1
23	茨城県	26組（令和2年1月20日時点）※1
24	北九州市（福岡県）	7組（令和2年1月20日時点）※1
25	西尾市（愛知県）	0組（令和2年1月20日時点）※1
26	長崎市（長崎県）	4組（令和2年1月20日時点）※1
27	三田市（兵庫県）	1組（令和2年1月20日時点）※1
28	交野市（大阪府）	0組（令和2年1月20日時点）※1
29	大東市（大阪府）	1組（令和2年1月20日時点）※1
30	横浜市（神奈川県）	48組（令和2年1月末時点）※2
31	鎌倉市（神奈川県）	2組（令和2年1月20日時点）※1
32	三豊市（香川県）	1組（令和2年1月20日時点）※1
33	尼崎市（兵庫県）	2組（令和2年1月20日時点）※1
34	大阪府	不明※3

※1 件数は、特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ調べ「地方自治体の同性パートナー認知件数（令和2年1月20日時点）」参照。

※2 ホームページ参照参照。

※3 大阪府は、1月22日から制度を開始したが、件数の公表はしていないため不明。

(4) パートナーシップ制度により、事業所等に配慮を求めている、効果を期待していること

- ・ 以下のようなことに自治体は事業所等に配慮を求めている、または効果を期待している。
⇒ 庁内研究会としては、①、②、③（ただし各事業者の努力義務）と考えている。

① 住居関係

- ・ 住居の賃貸契約ができるようにする
- ・ 県・府・区・市営住宅への同性同士での入居ができるようにする
- ・ 銀行で住宅ローンを組めるようにする

など

② 病院関係

- ・ 病院でパートナーの病状説明を受けられるようにする
- ・ 病院でパートナーの手術の同意ができるようにする

など

③ その他

- ・ 生命保険金をパートナーが受け取れるようにする
- ・ 携帯電話会社での家族割引の適用がされるようにする
- ・ 市営墓地等の永代使用許可申請・承継
- ・ 個人情報の開示請求の代理

など

※1 各自治体の制度に関するQ & Aや、手引き参照。

※2 条例や要綱において上記の内容が明記されているわけではない。

3 パートナーシップ制度申請手続きに関する条件等

※武蔵野市欄表記：「○」要件とする項目／「☆」検討・議論の余地のある項目／「-」要件としない項目

(1) 申請できる人の条件項目

申請できる人に求めている条件は、自治体により異なるが、「年齢」、「住所」、「配偶者、他のパートナーの有無」、「近親関係でないこと」の4つを設けている自治体が多い。

⇒庁内研究会としては、「成人である」「市内に住所を有する又はその予定」「配偶者、他のパートナーがないこと」「近親でないこと」と考えている。

条件項目	武蔵野市 【案】	渋谷区 (東京都)	世田谷区 (東京都)	中野区 (東京都)	江戸川区 (東京都)	豊島区 (東京都)	府中市 (東京都)	伊賀市 (三重県)	宝塚市 (兵庫県)	那覇市 (沖縄県)	札幌市 (北海道)	福岡市 (福岡県)	大阪市 (大阪府)	大泉町 (群馬県)	千葉市 (千葉県)	堺市 (大阪府)	熊本市 (熊本県)	横浜質市 (神奈川県)	
年齢に関して	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住所に関して※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶者、他のパートナーの有無に関して	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近親関係でないこと	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○
戸籍上の性別に関して ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宣誓者同士がパートナー関係にあること	○	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-
パートナーシップ届受理証明 における取消し※3経験の有無	○	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宣誓者以外の人とのパートナーシップの宣誓の有無	○	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

条件項目	総社市 (岡山県)	小田原市 (神奈川県)	枚方市 (大阪府)	鹿沼市 (栃木県)	宮崎市 (宮崎県)	茨城県	北九州市 (福岡県)	西尾市 (愛知県)	長崎市 (長崎県)	三田市 (兵庫県)	交野市 (大阪府)	大東市 (大阪府)	横浜市 (神奈川県)	鎌倉市 (神奈川県)	三豊市 (香川県)	尼崎市 (兵庫県)	大阪府	
年齢に関して	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住所に関して※1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
配偶者、他のパートナーの有無に関して	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
近親関係でないこと	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	(○)※4
戸籍上の性別に関して ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宣誓者同士がパートナー関係にあること	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-
パートナーシップ届受理証明 における取消し※3経験の有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-
宣誓者以外の人とのパートナーシップの宣誓の有無	-	-	○	-	○	-	-	-	-	○	○	○	○	-	-	○	-	-

※1 住所要件として、「双方が該当自治体内に住所を有していること」、「一方が該当自治体内に住所を有し、かつ、他の一方が該当自治体内への転入を予定していること」、「双方が該当自治体内への転入を予定していること。」等、転入予定者を含めているかは、自治体によって異なる。転入予定の場合は、3か月以内などの条件もある。

※2 戸籍上の性別について、那覇市は「戸籍上の性別が同一であること」を条件としている。

※3 豊島区の場合、「虚偽その他の不正な方法によりパートナーシップ届受理証明書等の交付を受けたとき」や「パートナーシップ届受理証明書等を不正に使用したとき」の場合には、受理を取り消すというもの。

※4 「当事者同士が婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと」と記載されている。

(2) 必要な書類

- 申請できる人に求めている書類は、自治体により異なるが、独身であることを証明するための「戸籍謄本または戸籍抄本」、「独身証明書」や「住民票（写し含む）または住民基本台帳カード」に加え、「本人確認ができる書類」が必要となっている。
- 独身であることを証明書はいろいろな形があるが、必須提出書類となっている。
⇒庁内研究会としては、「本人確認できること」「独身であること」に加え、公正証書の提出については、選択制とし、提出を望む場合は受領のうえ、公正証書受領の証明書を発行することを考えている。

書類	武蔵野市 【案】	渋谷区 (東京都)	世田谷区 (東京都)	中野区 (東京都)	江戸川区 (東京都)	豊島区 (東京都)	府中市 (東京都)	伊賀市 (三重県)	宝塚市 (兵庫県)	那覇市 (沖縄県)	札幌市 (北海道)	福岡市 (福岡県)	大阪市 (大阪府)	大東町 (群馬県)	千葉市 (千葉県)	堺市 (大阪府)	熊本市 (熊本県)	横須賀市 (神奈川県)
本人確認ができる書類 ^{*1}	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ^{*7}	○	○	○	○	○	○	○	○	○
す 独 身 を 証 明 書 ^{*2}	戸籍謄本または戸籍抄本	○	○	○ ^{*3}	○	○	○ ^{*6}	-	-	○	○ ^{*8}	-	○ ^{*9}	○ ^{*10}	○ ^{*11}	○ ^{*13}	-	○ ^{*13}
	独身証明書	○	-	-	-	-	○ ^{*6}	○	○	○	-	○	○ ^{*9}	-	-	○ ^{*13}	○	○ ^{*14}
住民票または住民基本台帳カード等	○	-	-	○	○	○	○	○	○ ^{*7}	○	○	○	○	○	○ ^{*12}	○	○	○
公正証書	☆	○	-	-	○ ^{*4}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
切手	○ ^{*5}	-	-	-	○ ^{*5}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
印鑑	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

書類	総社市 (岡山県)	小田原市 (神奈川県)	枚方市 (大阪府)	鹿沼市 (栃木県)	宮崎市 (宮崎県)	茨城県	北九州市 (福岡県)	西尾市 (愛知県)	長崎市 (長崎県)	三田市 (兵庫県)	交野市 (大阪府)	大東市 (大阪府)	横浜市 (神奈川県)	鎌倉市 (神奈川県)	三豊市 (香川県)	尼崎市 (兵庫県)	大阪府	
本人確認ができる書類 ^{*1}	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
す 独 身 を 証 明 書 ^{*2}	戸籍謄本または戸籍抄本	○ ^{*15}	○ ^{*17}	○	○ ^{*20}	○ ^{*21}	○ ^{*22}	○ ^{*23}	-	○ ^{*24}	○ ^{*25}	○ ^{*26}	(○) ^{*25}	○ ^{*28}	○ ^{*29}	○ ^{*30}	○ ^{*31}	○ ^{*32}
	独身証明書	-	-	○	-	○ ^{*21}	○ ^{*22}	○ ^{*23}	○	○ ^{*24}	-	○ ^{*26}	○ ^{*26}	-	○	○	○	○
住民票または住民基本台帳カード等	○ ^{*16}	○ ^{*18}	○ ^{*19}	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ^{*32}	
公正証書	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
切手	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
印鑑	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	

- ※1 自治体により異なるが、官公署が発行した顔写真が載っているもの（運転免許証、個人番号カード、パスポート、特別永住者証明書、在留カード、外国人登録書など）が主に例示されている。顔写真が載っていないものとしては、健康保険証、公的機関からの郵便物などが例示されている。
- ※2 独身を証明する書類として、「戸籍謄本または戸籍抄本」や「独身証明書」等の独身を証明できる書類が一つあればよい自治体が多い。また、外国人の場合、婚姻要件具備証明書等とその日本語訳が必要である自治体が多い。婚姻要件具備証明書等を発行していない国の場合、それに代わる書類が必要。
東京法務局によると、婚姻要件具備証明書とは、「その者の本国の法律が定める婚姻の成立要件を充足していることを証明するもので、各国の公的機関で発行」される。「日本人の場合は、戸籍事務を取り扱っている法務局又は地方法務局及びその支局、並びに本籍地の市区町村役場で作成し発行」しているもの。
- ※3 「他の人と婚姻していないことの確認資料（例）」として戸籍抄本と記載。
- ※4 次のいずれかの書類として、公正証書、確認書等と記載。
- ※5 郵送を希望の場合、切手が必要。窓口に来庁して受け取る場合は不要。
- ※6 配偶者がいないことを証明する書類として戸籍抄本・独身証明書等と記載。
- ※7 次の書類のいずれかの提示として住民基本台帳カード（顔写真が貼付されたものに限る。）、個人番号カード、旅券、運転免許証等と記載。
- ※8 「独身を証明する書類（戸籍抄本など）」と記載。
- ※9 「独身証明書、戸籍個人事項証明書等、現に婚姻をしていないことを証明する書類」と記載。
- ※10 「戸籍謄本等、独身であることが確認できるもの」と記載。
- ※11 「独身であることを証明する書類（戸籍謄本等）」と記載。
- ※12 「現住所を確認できるもの（住民票の写し、マイナンバーカード、運転免許証等の官公署が発行した証明書。転入予定の方は前住所地で発行された転出証明書）」と記載。
- ※13 「独身証明書又は戸籍個人事項証明書等」と記載。
- ※14 「独身であることを証明する書類」と記載。
- ※15 「独身であることを証明する書類（戸籍抄本等）」と記載。
- ※16 「現住所を確認できるもの（住民票、転入予定の方は前の住所地で発行された転出証明書など）」と記載。
- ※17 「戸籍謄本など独身であることがわかるもの」と記載。
- ※18 「住民票など現住所を確認できるもの」と記載。
- ※19 「現住所が確認できるもの」で「住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）」、「マイナンバーカード」、「運転免許証等の官公署が発行した証明書」と記載。
- ※20 「独身であることを証明する書類（戸籍謄本、婚姻要件具備証明書など）」と記載。
- ※21 「戸籍抄本、独身証明書などの独身であることを証明する書類」と記載。
- ※22 「配偶者がいないことを証明する書類」と記載。
- ※23 「独身であることを証明するもの（独身証明書、戸籍抄本など）」と記載。
- ※24 「現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍抄本、独身証明書等）」と記載。
- ※25 「独身証明書や個人事項証明書（戸籍抄本）では、審査できません」と記載。「外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる書類（婚姻要件具備証明・家族関係証明書など）を本国で発行してもらい、日本語の翻訳を添えて提出してください。」と記載。
- ※26 「戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、独身証明書をお持ちください。」と記載。「外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に、日本語の翻訳（訳者を明らかにしてください）を添えて提出してください。」と記載。
- ※27 「（同一世帯になっている場合は、2人分の情報が記載された抄本〈謄本〉1通」と記載。「現に婚姻をしていないことを証明する書類」として「独身証明書（本籍地で発行）」 ※外国籍の方は、本国が発給する婚姻要件具備証明書又は家族関係証明書等により独身であることが確認できる証明書及びその訳文」と記載。
- ※28 「現に婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍抄本等）」と記載。「外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる、大使館等公的機関が発行する書類（独身証明書等）を、日本語訳を添付して提出してください。」と記載。
- ※29 「外国籍の方は、大使館等の公的機関が発行する婚姻要件具備証明書に日本語訳を添付してください。」と記載。
- ※30 「独身証明書（または、戸籍抄本等これに類する書類）」と記載。「外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる書面に日本語訳を添付して提出してください。」と記載。
- ※31 「戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）、戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、独身証明書のいずれか」と記載。「外国籍の方は、配偶者がいないことを確認できる書面に日本語訳を添付して提出してください。」と記載。
- ※32 「当事者が外国籍の場合は本国が発給した婚姻要件具備証明書」と記載。「住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍の附票の写し（「個人番号」の記載を省略したもの）」 ※両当事者がともに府内に住所を有していないときは、当事者の少なくともいずれか一方が府内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料（前住所地で発行された転出証明書）が必要」と記載。

(3) 手続きの流れ

<申請時>

- 申請時の手続きは、「予約または相談」、「必要書類の確認（宣誓書等への当日記入を含む場合もある）」、「証明書または宣誓書受領証等の発行」が主に行われている。
⇒庁内研究会としては、「予約又は相談」「必要書類の確認」当事者二人が来庁し、「必要書類を持参」「証明書又は宣誓書受領証等の発行」という流れを考えている。

手順	武蔵野市 【案】	渋谷区 (東京都)	世田谷区 (東京都)	中野区 (東京都)	江戸川区 (東京都)	豊島区 (東京都)	府中市 (東京都)	伊賀市 (三重県)	宝塚市 (兵庫県)	那覇市 (沖縄県)	札幌市 (北海道)	福岡市 (福岡県)	大阪市 (大阪府)	大泉町 (群馬県)	千葉市 (千葉県)	堺市 (大阪府)	熊本市 (熊本県)	横浜質市 (神奈川県)
予約または相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
必要書類の持参	○	○*1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宣誓書等への当日記入	-	-	○	-	-	-	-	○	○	○*2	○	○	-	-	-	○	○	-
証明書または宣誓書受領証等の発行	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○*3	○	○	○
発行時期	後日	後日	当日	後日	後日	後日	当日	後日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日	当日

手順	総社市 (岡山県)	小田原市 (神奈川県)	枚方市 (大阪府)	鹿沼市 (栃木県)	宮崎市 (宮崎県)	茨城県	北九州市 (福岡県)	西尾市 (愛知県)	長崎市 (長崎県)	三田市 (兵庫県)	交野市 (大阪府)	大東市 (大阪府)	横浜市 (神奈川県)	鎌倉市 (神奈川県)	三豊市 (香川県)	尼崎市 (兵庫県)	大阪府
予約または相談	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○
必要書類の持参	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○*4	○	○	○	○	○	○*5	○
宣誓書等への当日記入	-	-	-	-	○	-	○	-	○	-	○	-	○	○	○	-	○
証明書または宣誓書受領証等の発行	○	○	○	○*3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
発行時期	当日	後日	当日	当日	当日	後日	後日	後日	当日	後日*4	後日	後日	当日	当日	当日	後日	当日

- ※1 事前送付。
- ※2 那覇市は、氏名と住所がそれぞれ直筆であれば、事前に記入も可としている。
- ※3 希望者に証明書または宣誓書受領証の発行を行う。
- ※4 必要書類を添えて、窓口または郵送で事前審査が必要。書類に不備がなければ、交付日時の調整。また、受領証の発行日は、事前調整した公布日に発行。
- ※5 郵送も可。必要書類は事前に担当課での審査が必要。

<返還時等>

- パートナーシップ受領証等の返還をする手続きとしては、「申請者から自治体へ受領証返還届に類する書類の提出」と「申請者から自治体へ証明書または宣誓書受領証等の返還」が行われている。
- 「登録者のパートナーシップが解消されたとき」、「登録者の一方又は双方が市外へ転出したとき」、「登録者の一方が死亡したとき」等に返還届を提出する。
⇒庁内研究会としては、上記と同様に考えるが、登録者の一方が一時的に市外に転出することも可とすることは、検討の余地ありと考えている。

手順	武蔵野市 【案】	渋谷区 (東京都)	世田谷区 (東京都)	中野区 (東京都)	江戸川区 (東京都)	豊島区 (東京都)	府中市 (東京都)	伊賀市 (三重県)	宝塚市 (兵庫県)	那覇市 (沖縄県)	札幌市 (北海道)	福岡市 (福岡県)	大阪市 (大阪府)	大泉町 (群馬県)	千葉市 (千葉県)	堺市 (大阪府)	熊本市 (熊本県)	横浜質市 (神奈川県)
申請者から自治体へ受領証返還届に類する書類の提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
申請者から自治体へ証明書または宣誓書受領証等の返還	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

手順	総社市 (岡山県)	小田原市 (神奈川県)	枚方市 (大阪府)	鹿沼市 (栃木県)	宮崎市 (宮崎県)	茨城県	北九州市 (福岡県)	西尾市 (愛知県)	長崎市 (長崎県)	三田市 (兵庫県)	交野市 (大阪府)	大東市 (大阪府)	横浜市 (神奈川県)	鎌倉市 (神奈川県)	三豊市 (香川県)	尼崎市 (兵庫県)	大阪府
申請者から自治体へ受領証返還届に類する書類の提出	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○*1	○	○	○	○
申請者から自治体へ証明書または宣誓書受領証等の返還	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

- ※1 事前予約が必要。

(4) 手数料の有無

・ 手数料がかかるのは、渋谷区と小田原市。宣誓書や宣誓書受領証の発行については手数料はかからないが、提出が求められている書類（住民票等）がある場合の発行費用は申請者負担となっている。

⇒庁内研究会としては、上記と同様に証明書や宣誓書受領証の発行は無料だが、提出書類の発行費用は申請者負担と考えている。

	武蔵野市 【案】	渋谷区 (東京都)	世田谷区 (東京都)	中野区 (東京都)	江戸川区 (東京都)	豊島区 (東京都)	府中市 (東京都)	伊賀市 (三重県)	宝塚市 (兵庫県)	那覇市 (沖縄県)	札幌市 (北海道)	福岡市 (福岡県)	大阪市 (大阪府)	大泉町 (群馬県)	千葉市 (千葉県)	堺市 (大阪府)	熊本市 (熊本県)	横須賀市 (神奈川県)
手数料の有無	☆	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	総社市 (岡山県)	小田原市 (神奈川県)	枚方市 (大阪府)	鹿沼市 (栃木県)	宮崎市 (宮崎県)	茨城県	北九州市 (福岡県)	西尾市 (愛知県)	長崎市 (長崎県)	三田市 (兵庫県)	交野市 (大阪府)	大東市 (大阪府)	横浜市 (神奈川県)	鎌倉市 (神奈川県)	三豊市 (香川県)	尼崎市 (兵庫県)	大阪府
手数料の有無	-	○ ^{※1}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※1 小田原市は、登録は無料であるが、証明書の発行には300円がかかる。

(5) 事実婚に関する項目の有無

・ 事実婚も含んでいるのは、千葉市、横須賀市、横浜市、鎌倉市である。

⇒庁内研究会としては、検討の必要ありと考えている。

	武蔵野市 【案】	渋谷区 (東京都)	世田谷区 (東京都)	中野区 (東京都)	江戸川区 (東京都)	豊島区 (東京都)	府中市 (東京都)	伊賀市 (三重県)	宝塚市 (兵庫県)	那覇市 (沖縄県)	札幌市 (北海道)	福岡市 (福岡県)	大阪市 (大阪府)	大泉町 (群馬県)	千葉市 (千葉県)	堺市 (大阪府)	熊本市 (熊本県)	横須賀市 (神奈川県)
事実婚に関する 項目の有無	☆	-	○ ^{※1}	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	○

	総社市 (岡山県)	小田原市 (神奈川県)	枚方市 (大阪府)	鹿沼市 (栃木県)	宮崎市 (宮崎県)	茨城県	北九州市 (福岡県)	西尾市 (愛知県)	長崎市 (長崎県)	三田市 (兵庫県)	交野市 (大阪府)	大東市 (大阪府)	横浜市 (神奈川県)	鎌倉市 (神奈川県)	三豊市 (香川県)	尼崎市 (兵庫県)	大阪府
事実婚に関する 項目の有無	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	○	○	-	-	-

※1 世田谷区は、性自認が同一であることを条件としている。

(6) 公正証書等受領証の交付の有無

・ 公正証書等の受領について記載がある自治体は、中野区である。

・ 「合意契約公正証書」または「公証人の認証を得た書面（宣誓認証・私文書認証）」において、「パートナーシップの関係にあること」、「互いが協力し、共同生活に必要な費用を分担することについて合意していること」、「療養看護にかかる委任」、「財産管理等に係る委任」、「その他委任（例）パートナーシップの関係にある相手の親や子の療養看護にかかる委任等」のいずれかのことが明記されたもの又は、「任意後見契約公正証書」の受領証の交付をしている。

⇒庁内研究会としては、パートナーシップ申請時に公正証書の提出がなされた場合、公正証書受領証の発行は有効であると考えている。

	武蔵野市 【案】	渋谷区 (東京都)	世田谷区 (東京都)	中野区 (東京都)	江戸川区 (東京都)	豊島区 (東京都)	府中市 (東京都)	伊賀市 (三重県)	宝塚市 (兵庫県)	那覇市 (沖縄県)	札幌市 (北海道)	福岡市 (福岡県)	大阪市 (大阪府)	大泉町 (群馬県)	千葉市 (千葉県)	堺市 (大阪府)	熊本市 (熊本県)	横須賀市 (神奈川県)
公正証書等受領 証の交付	☆	-	-	○	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	総社市 (岡山県)	小田原市 (神奈川県)	枚方市 (大阪府)	鹿沼市 (栃木県)	宮崎市 (宮崎県)	茨城県	北九州市 (福岡県)	西尾市 (愛知県)	長崎市 (長崎県)	三田市 (兵庫県)	交野市 (大阪府)	大東市 (大阪府)	横浜市 (神奈川県)	鎌倉市 (神奈川県)	三豊市 (香川県)	尼崎市 (兵庫県)	大阪府
公正証書等受領 証の交付	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(7) 通称名の使用の可否

- ・ 通称名の使用について要綱等に記載している自治体が多い。
- ・ 性別違和等その他自治体の長が特に理由があると認める場合は、証明書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。
- ・ ただし、通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類（郵便物や社員証等）の写し等を宣誓書の提出が必要であったり、通称名を使用した場合には証明書の裏面に戸籍上の氏名を記載することがある。

⇒庁内研究会としては、一定の条件を付して通称名の使用を認めるべきであると考えている。なお、認める場合は、住民登録上の通称名の考え方と異なることを示すため、再定義は必要である。

	武蔵野市 【案】	渋谷区 (東京都)	世田谷区 (東京都)	中野区 (東京都)	江戸川区 (東京都)	豊島区 (東京都)	府中市 (東京都)	伊賀市 (三重県)	宝塚市 (兵庫県)	那覇市 (沖縄県)	札幌市 (北海道)	福岡市 (福岡県)	大阪市 (大阪府)	大泉町 (群馬県)	千葉市 (千葉県)	堺市 (大阪府)	熊本市 (熊本県)	横浜賀市 (神奈川県)
通称名の使用の可否	○	-	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○

	総社市 (岡山県)	小田原市 (神奈川県)	枚方市 (大阪府)	鹿沼市 (栃木県)	宮崎市 (宮崎県)	茨城県	北九州市 (福岡県)	西尾市 (愛知県)	長崎市 (長崎県)	三田市 (兵庫県)	交野市 (大阪府)	大東市 (大阪府)	横浜市 (神奈川県)	鎌倉市 (神奈川県)	三豊市 (香川県)	尼崎市 (兵庫県)	大阪府
通称名の使用の可否	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○

(参考 各自治体での手続きに関する条件等の具体例一覧 (東京都内の自治体))

自治体名	申請できる人	必要な書類	手続きの流れ	手数料
渋谷区 (東京都)	<p>双方が次のすべてに該当することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 渋谷区に居住し、かつ、住民登録があること 20歳以上であること 配偶者がいないことおよび相手方当事者以外のパートナーがいないこと 近親者でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> 2人それぞれの戸籍謄本または戸籍全部事項証明書(3か月以内のもの) 公正証書の正本または謄本 <p>※このほか、本人確認のための書類(次のいずれか1点)を提示。(運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カード、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)など)</p> <p>公正証書は、①「任意後見契約公正証書」と、②「合意契約公正証書」の2種類の公正証書の正本または謄本が必要。</p>	<p>＜申請時＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前相談(公正証書の作り方など)。 申請(1人での申請、代理人による申請は不可)。 内容確認(審査)。 証明書の発行(1通のみ)。 <p style="text-align: center;">手数料</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>①任意後見契約公正証書の作成手数料等 次の合計金額×2人分。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公証役場の手数料 1万1000円 ※証書の枚数が4枚を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算 法務局に納める印紙代 2,600円 法務局への登記嘱託料 1,400円 書留郵便料 約540円 正本謄本の作成手数料1枚250円×枚数×3通分 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p>②合意契約公正証書の作成手数料等</p> <ul style="list-style-type: none"> 公証役場の手数料 1万1000円 ※証書の枚数が4枚を超えるときは、超える1枚ごとに250円が加算 正本の作成手数料 1枚250円×枚数 </div> <p>＜解消時＞</p> <ul style="list-style-type: none"> パートナーシップ解消届を提出。 交付を受けた証明書を返還。 解消届は、当事者の一方の人からの届出で受け付け可能。届出をした人は、相手の人に渋谷区(区長)に届を提出したことを必ず通知するようにしてもらう。 	有料
世田谷区 (東京都)	<p>次の全てに該当する同性カップルが宣誓を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2人とも20歳以上であること。 2人が区内に在住であること。または、一人が区内に在住で、もう一人が区内への転入を予定していること。 2人とも他の人と法律上の婚姻関係にないこと。 2人とも他の人とパートナーシップ宣誓をしていないこと。または、宣誓したことがある人の場合、宣誓書廃棄の手続きをしてあること。 2人の関係が親子または兄弟姉妹ではないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 宣誓日当日、本人確認、年齢・住所確認をできる資料を提示(運転免許証と健康保険証、パスポート、住基カード、在留カード、公的機関が発行した証明書、公的機関からの郵便物等) <p>※提示のみで写し等の提出は必要なし。</p>	<p>＜申請時＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 事前相談・申込。 区から通知(宣誓日時・場所等)。 宣誓当日 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> 本人確認 要件確認(確認書の記入) 宣誓(宣誓書に必要事項を記入のうえ署名し、区に提出) 区が宣誓書を受領(区での保存期間は10年間) 区から「宣誓書の写し」と「宣誓書受領証」を宣誓者に交付 </div> <p>＜解消時＞</p> <ul style="list-style-type: none"> パートナーシップ宣誓書廃棄申出書を提出。 	無料

自治体名	申請できる人	必要な書類	手続きの流れ	手数料
中野区 (東京都)	<p>ふたりが、次の全てに該当していることが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップの関係にあること。 ・ 宣誓を行う当日に20歳以上であること。 ・ 住所について、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 双方が区内の同一所在地に住所を有している。 ◇ 一方が区内に住所を有し、他方が当該住所を自らの住所とすることを予定している。 ◇ 双方が区内の同一所在地に住所を有することを予定している。 ・ 双方に配偶者等がないこと。 ・ 双方が宣誓をしようとする相手の他にパートナーシップの関係にある者がいないこと。 ・ 双方が直系血族又は三親等内の傍系血族若しくは直系姻族の関係でないこと。 	<p><パートナーシップ宣誓のみ申請する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップ宣誓書 ・ パートナーシップの宣誓に関する確認書 ・ 世帯全員の住民票の写し ・ (転入を予定している方)その事実が確認できる書面 ・ 戸籍抄本 <p><公正証書等受領証の交付申請を同時にする場合></p> <p>上記の書類の他に、以下の書類が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップ公正証書等受領証交付申請書 ・ 公正証書等 	<p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話またはメールにより手続き希望日時等の事前連絡・調整。 ・ 書類提出(事前連絡・調整後～宣誓の7日前までに)。 ・ 内容確認(区)。 ・ 宣誓当日 <p>パートナーシップ宣誓を申請する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本人確認 ・ 区から「宣誓書の写し」と「宣誓書受領証」を宣誓者に交付 <p>公正証書等受領証を交付する場合の公正証書等の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のいずれかのことが明記された「合意契約公正証書」または「公証人の認証を得た書面(宣誓認証・私文書認証)」 <ul style="list-style-type: none"> ◇ パートナーシップの関係にあること ◇ 互いが協力し、共同生活に必要な費用を分担することについて合意していること ◇ 療養看護にかかる委任 ◇ 財産管理等に係る委任 ◇ その他委任 例) パートナーシップの関係にある相手の親や子の療養看護にかかる委任等 <p><解消時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前連絡・調整。 ・ パートナーシップ宣誓書及びパートナーシップの宣誓に関する確認書受領証等返還届と区から交付を受けた受領証(おふたり分)を提出。 	無料
江戸川区 (東京都)	<p>次の全てに該当する二人からの申出を受ける。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同性パートナー関係にあること。 ・ 双方が申出当日において20歳以上であること。 ・ 住所について、双方が江戸川区内の同一所在地に住居を有していること(転居、転入予定を含む。) ・ 双方に配偶者(事実上婚姻と同様の事情にある者、婚姻の予約者を含む。)がないこと。 ・ 双方に申出の相手方以外に同性パートナー関係にある者がいないこと。 ・ 直系血族、三親等内の傍系血族(養子と養方の傍系血族を除く。)、直系姻族でないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同性パートナー関係申出書 ・ 次のいずれかの書類(公正証書又は私文書は、申出後、写しを取って返却) <ul style="list-style-type: none"> ◇ 同性パートナー関係に係る確認書 ◇ 同性パートナー関係にあること等が記載された公正証書 ◇ 同性パートナー関係にあること等が記載された公証人が作成の真正を認証した私文書 ・ 世帯全員の住民票の写し(お二人が江戸川区民の場合は不要) ・ 戸籍抄本 ・ 本人確認書類 ・ 切手 392円分(窓口に来庁して受領証を受け取られる場合は不要) 	<p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前申込み。 ・ 申出に二人で来庁。必要書類の確認。 ・ 後日、申出書受領証と申出書の写しを交付(区での保存期間は10年間)(郵送又は来庁)。 <p><解消時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同性パートナー関係申出書受領証返還申出書を提出し、交付済の受領証を返還。 	無料

自治体名	申請できる人	必要な書類	手続きの流れ	手数料
豊島区 (東京都)	<p>以下の項目をすべて満たしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 双方が成年に達していること。 ・ 互いを人生の伴侶とし、日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約した、一方又は双方が多様な性自認・性的指向（※）の2人であること。 ・ 双方に配偶者がいないこと及び双方以外の者とパートナーシップの関係にないこと。 ・ 互いに近親者でないこと。 ・ 下記のいずれかの住所要件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 双方が豊島区内に住所を有していること。 ◇ 一方が豊島区内に住所を有し、かつ、他の一方が豊島区内への転入を予定していること。 ◇ 双方が豊島区内への転入を予定していること。 ・ 豊島区パートナーシップ届受理証明における取消しを受けたことがないこと。 	<p><双方が豊島区に在住している場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップ届 ・ パートナーシップ届出にあたっての確認書 ・ 住民票抄本 ・ 戸籍謄本 ・ 本人確認書類 <p><一方又は双方が豊島区に転入予定の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップ届 ・ パートナーシップ届出にあたっての確認書 ・ 住民票抄本（区内在住者のみ） ・ 戸籍謄本 ・ 本人確認書類 	<p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前申込み。 ・ 届出に二人で来庁（必要書類持参）。 ・ 後日、パートナーシップ届受理証明書を交付。希望に応じてパートナーシップ届受理証明書携帯用カードを宣誓者に交付。 <p><解消時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップ届受理証明書等返還届にパートナーシップ届受理証明書とパートナーシップ届受理証明書携帯用カード（パートナーシップ届出時に交付を希望した場合のみ。）を添えて返還。 ・ 返還届の提出があった場合、当事者の双方に返還通知を送付。 	無料
府中市 (東京都)	<p>お二人が、次のすべてに該当することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ パートナーシップの関係にあること。 ・ 成年であること。 ・ 住所について、次のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ◇ 宣誓をしようとする者の双方が府中市（以下「市内」という。）の同一所在地に住所を有していること。 ◇ 宣誓をしようとする者の一方が市内に住所を有し、他方が当該住所を自らの住所とすることを予定していること。 ◇ 宣誓をしようとする者の双方が市内の同一所在地に住所を有することを予定していること。 ・ 配偶者がいないこと。 ・ 宣誓をする相手方以外の者とのパートナーシップがないこと直系血族又は三親等内の傍系血族もしくは直系姻族の関係にないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯全員の住民票の写し ・ 配偶者がいないことを証明する書類（戸籍抄本・独身証明書等） <ul style="list-style-type: none"> ◇ 外国籍の方の場合は、配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出（婚姻要件具備証明書等） ・ 本人確認書類（個人番号カード、運転免許証、一般旅券、在留カード、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（宣誓をしようとする者本人の顔写真が貼付されたもの） <p><通称の使用を希望する場合></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通称を日常的に使用している事が分かる書類 	<p><申請時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話またはメールで事前予約。 ・ 二人で来庁（書類持参）。 ・ 内容確認。 ・ 宣誓書受領証の交付。 <p><返還時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電話またはメールで事前予約。 ・ 二人、もしくはどちらか一方が来庁。 ・ パートナーシップ宣誓書受領証返還届に宣誓書受領証を添えて、返還。 	無料

4 武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会検討経過

回	日時	場所	検討内容
1	令和元年 11月15日(金)	市役所 813会議室	(1) 武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会スケジュールについて (2) パートナーシップ制度導入自治体における取組み状況について (3) 意見交換 (4) その他
2	令和元年 12月23日(月)	市役所 801会議室	(1) 課題出しシートとりまとめ状況について (2) 本市のパートナーシップ制度導入方針の検討について (3) 意見交換 (4) その他
3	令和2年 2月14日(金)	市役所 411会議室	(1) 多様な性を生きる方々の生きづらさについて 講師 Lag 代表 みたかで自分らしく生きたい人たちの会 (LIM)共同代表 丸山 真由(まさよし)氏 (2) 本市のパートナーシップ制度導入方針の検討について (3) 意見交換 (4) その他

5 武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会委員名簿

◎会長 ○副会長

	職名	氏名
◎	市民部市民活動担当部長	小島 麻里
	総務部自治法務課長	河戸 直也
	総務部人事課長	藤本 賢吾
	市民部生活経済課長	田川 良太
	市民部市民活動推進課長	齋藤 綾治
○	市民部市民活動推進課男女平等推進担当課長	養田 重忠
	市民部市民課長	山田 修
	健康福祉部地域支援課長	横山 充
	健康福祉部高齢者支援課長	稲葉 秀満
	健康福祉部健康課長	一ノ関 秀人
	子ども家庭部子ども政策課長	横瀬 英樹
	子ども家庭部子ども育成課長	菅原 誠治
	子ども家庭部子ども家庭支援センター所長	小林 玲子
	子ども家庭部児童青少年課長	茂木 孝雄
	教育部指導課長	秋山 美栄子
	教育部生涯学習スポーツ課長	長坂 征

6 武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会設置要綱

(設置)

第1条 武蔵野市第四次男女平等推進計画に目指す将来像として掲げる「すべての人が、互いに人権を尊重し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまち」の実現を目指し多様性の尊重等に関する研究を行うため、武蔵野市多様性の尊重に関する庁内研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 研究会は、次に掲げる事項について研究又は情報収集をし、その結果を市長に報告する。

- (1) 武蔵野市におけるパートナーシップ制度に関すること。
- (2) 性の多様性に関する正しい理解を広めるためのガイドラインの作成に関すること。
- (3) 性の多様性に関する理解の促進に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、多様性の尊重等に関して市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 研究会は、別表に掲げる職にある者で組織し、市長が任命し、又は委嘱する。

(会長及び副会長)

第4条 研究会に会長及び副会長各1人を置き、会長は市民部市民活動担当部長の職にある者をもって充て、副会長は市民部市民活動推進課男女平等推進担当課長の職にある者をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総括し、研究会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 研究会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 研究会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(任期)

第6条 委員の任期は、第3条の規定による任命又は委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、市民部市民活動推進課が行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会に必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、令和元年7月29日から施行する。
- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

市民部市民活動担当部長
総務部自治法務課長
総務部人事課長
市民部生活経済課長
市民部市民活動推進課長
市民部市民活動推進課男女平等推進担当課長
市民部市民課長
健康福祉部地域支援課長
健康福祉部高齢者支援課長
健康福祉部健康課長
子ども家庭部子ども政策課長
子ども家庭部子ども育成課長
子ども家庭部子ども家庭支援センター所長
子ども家庭部児童青少年課長
教育部指導課長
教育部生涯学習スポーツ課長